

仁木町新規就農受入協議会規約

平成29年10月25日設立総会決定

令和元年6月1日改定

(名称)

第1条 この団体は、仁木町新規就農受入協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、その主たる事務所を北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1の仁木町役場内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 仁木町に就農を希望する者（以下「就農希望者」という。）が円滑な就農及び就農後の早期経営安定となるため、仁木町、新おたる農業協同組合、仁木町農業委員会及び後志農業改良普及センター北後志支所（以下「構成機関」という。）が連携し支援を行う体制をつくる。
- (2) 北海道農業次世代人材投資事業実施要領第6で定めるところの研修教育機関として、北海道農業次世代人材投資事業第4の1で定めるところの準備型の採択を要望する就農希望者の研修カリキュラムの設定及び、実技研修、座学研修の研修先を選定し、将来営農に向けた包括的な技術、知識習得を支援する体制をつくる。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 就農希望者の面談に関すること。
- (2) 就農希望者の研修に関すること。
- (3) 就農希望者の就農支援に関すること。
- (4) 就農後のサポートに関すること。
- (5) その他会長が必要と認めること。

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、構成機関の次の各号に掲げる者等で構成する。

- (1) 仁木町副町長
- (2) 新おたる農業協同組合代表理事組合長
- (3) 仁木町農業委員会会長
- (4) 後志農業改良普及センター北後志支所長
- (5) 指導農業士
- (6) その他会長が必要と認める者

(構成員及び構成機関の役割)

第6条 協議会の構成員及び構成機関は、第4条に掲げる事業を推進するため、協力して事業の主旨を理解して役割を果たすよう努めなければならない。

2 協議会は、事業推進のために部会を設置する。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

- 2 会長は、仁木町副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、新おたる農業協同組合代表理事組合長をもって充てる。
- 4 監事は、構成員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長に事故のあるとき、会長が欠けたときはその職務を代行し、また、第6条第2項に定める部会の長を兼ねる。

(役員報酬)

第9条 役員報酬は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(総会)

第10条 協議会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が行う。
- 3 通常総会は、毎年1回開催するほか、臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 構成員から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) その他会長が必要と認めたとき。
- 4 総会の招集は、5日前までに、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、構成員に通知しなければならない。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長がこれを決定する。

(総会の議決事項)

第11条 次の事項は総会の議決に基づき決定する。

- (1) 規約及び運営方針の改廃に関する事項
- (2) 活動経過報告及び活動方針に関する事項
- (3) 決算の承認及び予算の決定に関する事項
- (4) その他重要事項

(事務局)

第12条 総会の議決に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は会長の所属する構成機関が担うものとし、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が指名する。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第14条 この規約のほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成29年10月25日から施行する。

(附則)

この規約は、令和元年6月1日から施行する。